



カーボンフットプリント表示ガイド 概要

2025年2月

環境省地球環境局地球温暖化対策課
脱炭素ビジネス推進室



課題

- 企業は、CFPの算定結果の表示や背景情報の提供についての分かりやすい指針がなく、消費者とのコミュニケーションに取り組みにくい
- 消費者のCFPに対する認知度や理解が不足しており、脱炭素に貢献する製品の選択が進まない
- 消費者保護や国際競争の観点に留意した情報提供が求められる

表示ガイドの目的

- 実務の現実性と表示の妥当性のバランスを取ったCFP表示や背景情報の提供を推進し、企業の取組促進と消費者の行動変容につなげる
 - 企業にとって、CFPの表示が、数字の大小に加えて、算定結果を踏まえたGHG削減努力を消費者に示すものになる
 - 消費者にとっても、CFPの表示が、数字の大小に加えて、製品・サービスの脱炭素に向けた貢献を評価するわかりやすいコミュニケーションツールになる
※子供でも誤解なく、正しく理解できるようなわかりやすい表示とすることで、SDGs教育を起点にした普及促進も目指す
 - 消費者に誤解を与えず、また環境表示に関する国際規程等との整合性がある表示を目指す

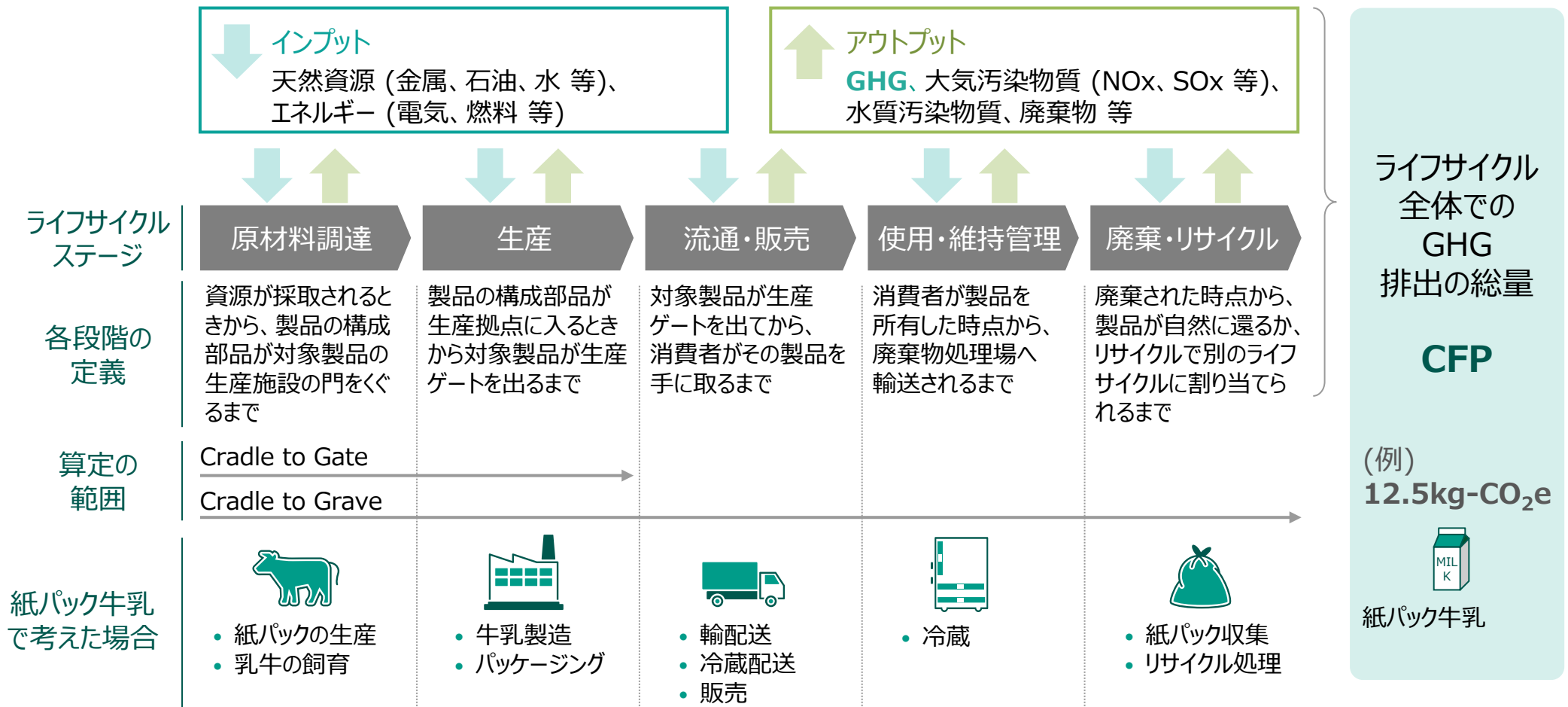
- 本ガイドは、事業者の温室効果ガス（GHG）削減取組に関するコミュニケーションツールとしてのCFPの、消費者における認知度・理解度を高めるため、CFPの表示を促進することを目的とし、**その表示方法と算定に関わる情報の提供に関する考え方を示すものとする**
 - CFPを表示しなければならないという義務や、CFPの表示をする際の義務的記載事項を示すものではない
 - CFPの表示に関する企業間・業界のルールがある場合は、それにも従うことを推奨する
 - CFPの算定は、製品・サービスのライフサイクル全体でのGHG排出削減を進めるための基盤となるものであり、算定したCFPを表示すること自体が、製品のGHG排出削減に向けた企業姿勢を示すものとして積極的に評価すべきものである
- 同じ製品・サービス※1群間の**CFPの比較**についても考え方を示す
- **ライフサイクル※2全体で排出される温室効果ガスの総量をCO₂相当量で表現した数値（CFP）を対象とし、ライフサイクルの一部を切り取った排出量や削減効果については、対象としない**
 - 個々の削減取組について評価するのはあくまで各企業等が該当製品等をPRする観点から個別に判断するものであり、その考え方等は、本ガイドでは示さない
 - 一方で、表示しているものが何を表しているのか（CFPの絶対値か、CFPの削減量等の比較した値か等）について、表示者や販売者が十分理解した上で、消費者に誤解を与えないよう、適切に情報提供することが重要である
- 本ガイドは「**表示方法**」に焦点をあてて考え方等を示すもので、「表示」に該当しない以下については、本ガイドでは対象としない
 - CFPの算定方法…CFPガイドラインで対応済
 - 絶対値の加工方法（削減量や削減率）、算定結果の判定方法…個々の企業・業界のアピールの範疇
- 今後の国際規程等の動向や、CFPの表示の普及状況も踏まえ、必要に応じ見直しを行う

※1 以降、「製品等」という記載では、「製品・サービス」を指す

※2 CFPガイドラインでは、CFPが算定対象とするライフサイクルステージは、「最終製品の場合は原材料調達から廃棄・リサイクルまで（Cradle to Grave）、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造（出荷）まで（Cradle to Gate）を基本としつつ、CFPを提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよい」と示されている

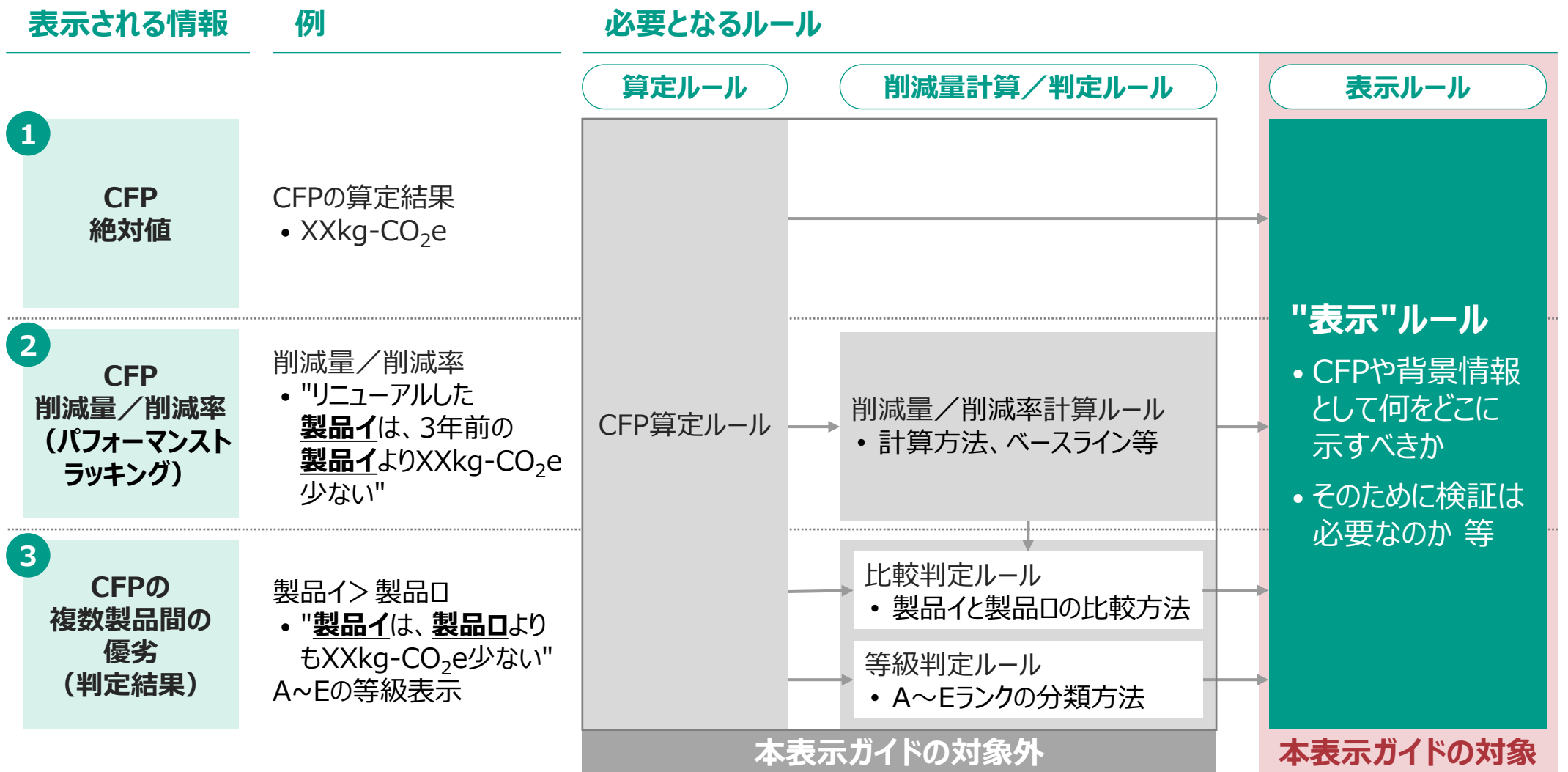
(参考) 本ガイドの対象の「CFP」

- 製品・サービスのライフサイクル全体で排出される温室効果ガス (GHG) の総量をCO₂相当量で表現した数値である「CFP」が本ガイドの対象



(参考) 本ガイドの対象の「表示」

本ガイドでは「表示ルール」に焦点をあてて考え方を示す



1. CFP表示の基本原則

原則

● 信頼性・信用性

信頼できる算定方法により、信用できる情報を提供する。その際、技術的な信頼性を維持しつつ、適応性、実用性、費用対効果に留意する

- 適応性 : CFPの結果に影響を与える要因の変化にあわせて、柔軟にCFPの数値や表示の見直しを行えること
- 実用性 : 実務の観点でCFP算定・表示が現実的であること
- 費用対効果 : CFP算定・表示に係る費用とその表示による効果のバランス

● ライフサイクル

製品・サービスのライフサイクルのすべての段階を考慮する

● 比較可能性

将来的に同じ製品・サービス群で、同じ機能又は宣言単位^{※1}を持つ製品・サービスの比較を可能にすることを旨とする

● 透明性

定量的な情報、説明文により、表示しているCFPがどのように算定されたかという情報を確認することができる

● 地域性

生産・使用・廃棄が行われる場所によってCFPの値が変わる可能性があることを考慮する

※1 機能単位：製品の性能ごとの単位（例：20 m²のタイプ A の壁に 98%不透明で 5 年の耐久性を有するペンキ 1 缶あたり）
宣言単位：製品1個や製品1kg あたりなどの個数や量ごとの単位（基本的に中間製品において使われる）

2. CFPとともに示す情報

考え方

- 可能な限り、CFPの結果は単位をkg-CO₂e^{※1}として表示する（g-CO₂e、t-CO₂e等も可）
- CFPの結果に加え、以下の情報を見やすく、理解することが可能な大きさを示す。ただし、表示が可能な部分が小さい場合は、別の場所に示してもよい
 - 算定の単位（機能単位／宣言単位）
 - ライフサイクルステージ
 - 算定報告書へのアクセス
 - （必要な場合）説明文
- 上記の情報をCFPの結果と別の場所に記載する場合は、示している場所を可能な限り分かりやすく示す（記載場所を明記する、又はwebサイト等の記載場所へのリンクや二次元コードを表示する等）

※1. 単位につける" e "は"equivalent (同等)"の頭文字。

GHGの種類によって、地球温暖化をもたらす程度が異なるため、それらをCO₂相当量に換算して表現していることを意味する

3. 表示媒体

考え方

CFPの算定結果や背景情報を示す媒体としては、様々なものが考えられる

- 製品本体、包装、店頭POP、広告、広報、メディア、ウェブサイト、製品・サービスカタログ、説明書、技術報告書等

(参考) CFP表示と背景情報提供のイメージ例

OKの例 -背景情報を表示

XX kg-CO₂e
牛乳1Lあたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル
※算定報告書はこちら

XXkg-CO₂e

Tシャツ1枚あたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

※算定報告書はこちら

XX kg-CO₂e

製品名 XX kg-CO₂e
1足あたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

CFPの
説明文

▶算定報告書

商品の
Website

製品名

製品
情報

XX kg-CO₂e
ペン（黒）1本あたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・
リサイクル

▶算定報告書

NGの例 -背景情報の表示なし

商品の
Website

製品名

製品
情報

XX kg-CO₂e
ペン（黒）1本あたり

製品
情報

背景情報	機能単位 宣言単位	✔ CFPと一緒に表示	✔ CFPと少し離れた場所に表示	✔ Webサイト等※1に表示	✔ Webサイト等に表示	✔ Webサイト等に表示
	ライフサイクル ステージ	✔ CFPと一緒に表示	✔ CFPと少し離れた場所に表示	✔ Webサイト等に表示	✔ Webサイト等に表示	表示なし
	算定報告書 へのアクセス	✔ CFPと一緒に表示	✔ CFPと少し離れた場所に表示	✔ CFPと一緒に表示	✔ Webサイト等に表示	表示なし

※1 Webサイト等はWebサイトや其他媒体を指す

4. CFPの表示等における基本的な考え方

考え方

- **誤解を招かないようにする**
 - ・ 表示は、CFP算定の結果やプロセスを正確に反映し、誤解を招かないものにする
- **情報を正確に記載する**
 - ・ 事実と異なる情報やデータを記載しない
 - ・ 得られた結果からは確認できない情報を示さない（詳細は次ページ参照）
- **対象を明確にする**
 - ・ 対象の製品・サービス及び構成する要素を明確にする
 - ✓ 製品・サービス全体（例えば、本体・包装・使用時の追加材料等全て）か、製品・サービスの一部のみ（ある部品等）かを示す
- **表示を更新する**
 - ・ 原材料や製造技術等、CFP算定の結果に影響を与える変更が生じた場合は、再算定を行い、表示の更新を行う

(参考) CFPの値を説明するOKの例とNGの例

OKの例 - 算定・表示の前提を記載、実際に把握ができている情報を踏まえた表現

- (背景情報と、当該シリーズのCFPも確認できるようにした上で)
当社XXシリーズで最小のCFP
- (背景情報と、年間売上個数、自家用車のGHG排出量の根拠を明記した上で)
年間売上個数分で、自家用車Xkm走行分のGHG排出量を削減

NGの例 - 算定・表示の前提を未記載、把握ができていない情報をつかった表現

- **業界で最小のCFP**
 - 業界のすべての製品・サービスのCFP把握は現実的に不可能
- (製品○個分、自家用車のGHG排出量の根拠等を書かずに)
自家用車Xkm走行分のGHG排出量を削減

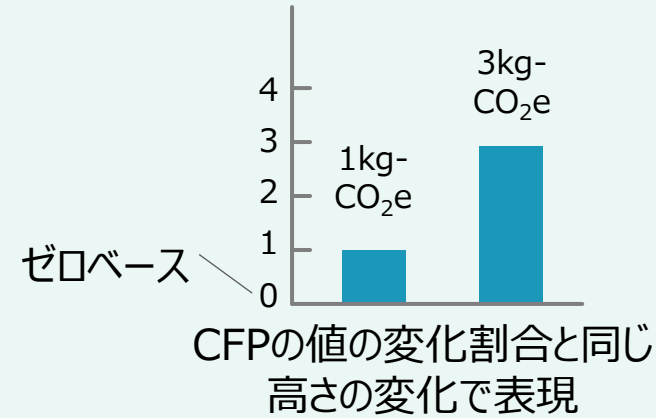
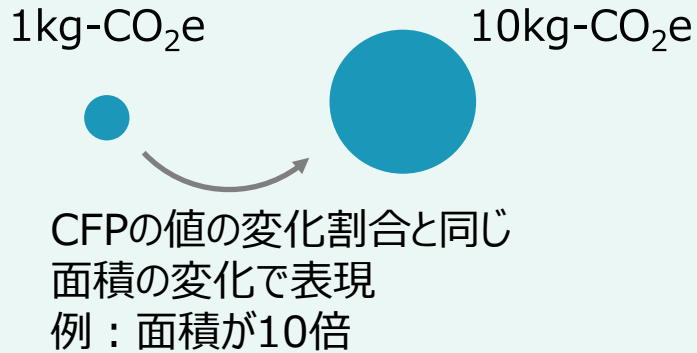
4. CFPの表示等における基本的な考え方 (グラフィックを使用する場合の考え方)

考え方

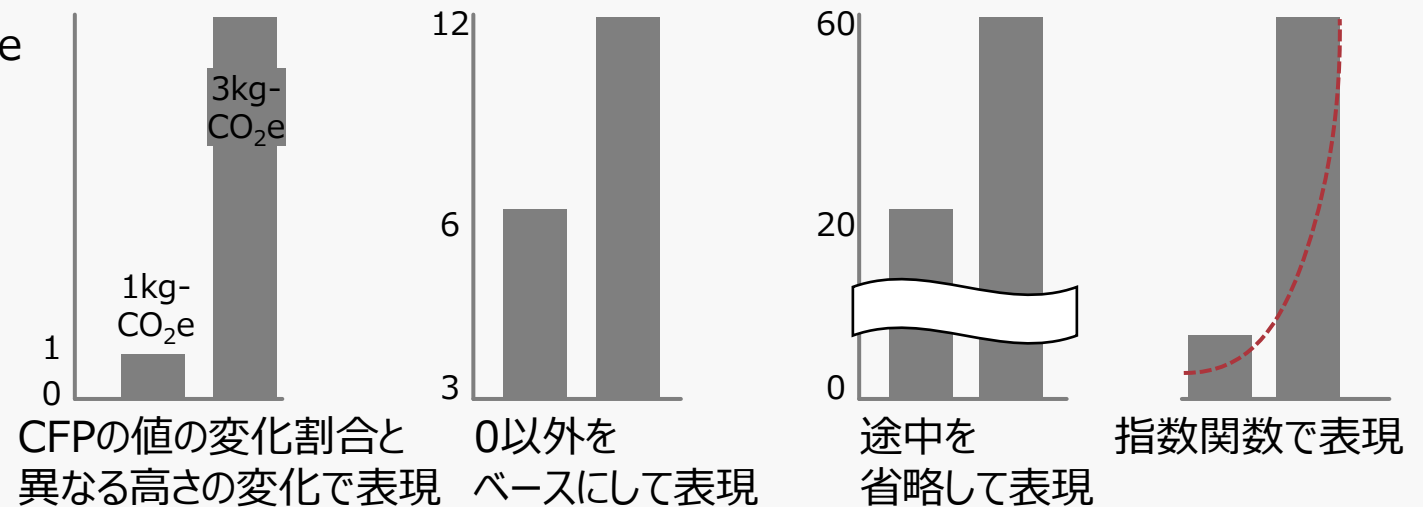
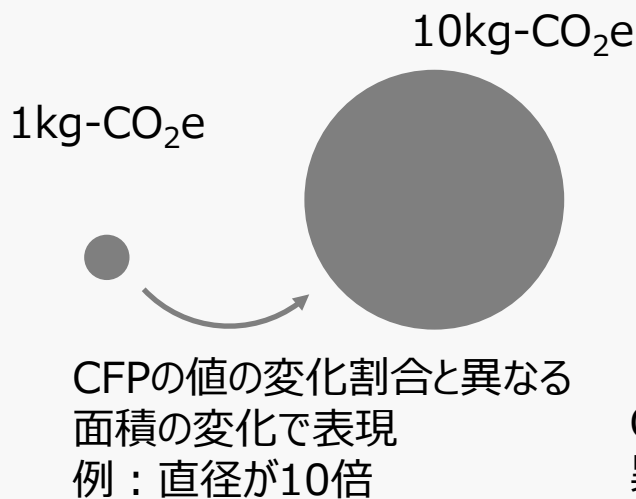
- **誤解を招かないようにする**
- **情報を正確に記載する**
 - グラフィックの大きさを変えることでCFPの値の大きさを表現する場合、ゼロをベースとして直線的な変化で表す（詳細は次ページ参照）
- **対象を明確にする**
 - グラフィックを使用する場合は、対象領域がGHG以外の環境要素だと誤解されるようなデザインにしない
- **その他**
 - グラフィックの近くにCFPに関する文字や数字を読みやすく示す。その際、数字は有効な値を用いる
 - 他社や他組織等で使われている既存のグラフィックやマークを加工して、特定のブランドや企業に結びつけるデザインにしない
 - 他の目的で使用されるグラフィックと明らかに異なるデザインとすることが望ましい
 - シンプルで再現性が高く、明瞭で見やすいグラフィックとし、適切な大きさ・位置に表示することが望ましい

(参考) CFPの大きさを図で示す場合のOKの例とNGの例※1

OKの例-ゼロベース、かつCFPの値と同じ割合の直線的な変化で表現



NGの例-ゼロベースではない/CFPの変化の割合と異なる/指数関数的な表現



※1 実際の表示については、基本的な考え方を参照しつつ、各社において個別に判断する

5. 検証

考え方

- 検証を行おうとする際に、検証実施者（第三者検証機関、内部検証者等）によるデータへのアクセスを可能にする
- CFPの表示にあたって第三者検証^{※1}を求めるものではない
 - ・ 第三者検証を行った場合には、その旨を記載することを妨げるものではない

※1 CFPの算定がISO14067:2018(CFPガイドライン)に準拠していることの検証

考え方

- **算定報告書の書き方や含む情報はCFPガイドラインを参照する**
 - **報告情報を網羅することが難しい場合は、CFP実践ガイドを参照してもよい**
 - ✓ CFP実践ガイドで紹介しているモデル事業での掲載項目は、秘匿性の観点や取組の難しさから、CFPガイドラインで求める報告情報の全てを対象とはしていないが、将来的には対応項目を増やしていく必要がある
 - **複数の製品・サービスについて、算定報告書記載項目に共通する部分がある場合は、まとめて記載してもよい**
 - ✓ 例：参照した算定ルールや対象としたGHG等の共通する項目はまとめて記載し、CFPの算定結果や算定対象とした期間は、製品ごとに個別に記載する
 - ※CFPガイドラインにおいては、「算定報告書の様式は必ずしも一綴りの書面である必要はなく、当該算定に紐づいた関連情報が電子データ等の様式で参照できるようにしておくことも有効である。」※1と記載されている

(参考) CFPガイドラインにおける記載①

Step4 検証・報告
イ 報告

① CFP算定報告書

基礎要件

要求事項

- CFP 算定の結果及び結論は、先入観を排除し、CFP 算定報告書に記載しなければならない。
- 結果、データ、手法、仮定、及び解釈は、読者が CFP 算定の内容を理解できるよう、透明性を担保し、十分詳細に説明しなければならない。

本指針での考え方

- **CFP算定報告書**の目的は、CFP算定について記述すると共に、本指針等の規定を満たしていることを証明することである。また、CFP算定報告書で取りまとめた結果は、CFPの利活用者に対する情報開示・提供に用いてもよい。なお、必ずしも公開をする必要は無い。
- CFP算定報告書に記載した内容は、製品サプライチェーン上における下流の事業者において排出削減に取り組むための有用な情報となり得る。

実施方法

CFP算定報告書の種類及び形式は、CFP算定の目的の定める段階で定義されていなければならない。また、CFP算定報告書は、読者が当該報告書のCFP算定目的に応じた方法で算定結果及びライフサイクルの解釈を利用できるようにしなければならない。

CFP算定報告書を利活用者に対する情報開示・提供に用いる場合、情報の秘匿性などを考慮した上で、必要に応じて報告項目を選択して提供することができる。
その際、Step3 ア ① II.における下請関連法令上の留意点(営業秘密の提供)に留意する。

なお、算定報告書の様式は必ずしも一綴りの書面である必要はなく、当該算定に紐づいた関連情報が電子データ等の様式で参照できるようにしておくことも有効である。

Step4 検証・報告
イ 報告

① CFP算定報告書

基礎要件

要求事項

- CFP 算定の結果及び結論は、先入観を排除し、CFP 算定報告書に記載しなければならない。
- 結果、データ、手法、仮定、及び解釈は、読者が CFP 算定の内容を理解できるよう、透明性を担保し、十分詳細に説明しなければならない。

本指針での考え方

- **CFP算定報告書**の目的は、CFP算定について記述すると共に、本指針等の規定を満たしていることを証明することである。また、CFP算定報告書で取りまとめた結果は、CFPの利活用者に対する情報開示・提供に用いてもよい。なお、必ずしも公開をする必要は無い。
- CFP算定報告書に記載した内容は、製品サプライチェーン上における下流の事業者において排出削減に取り組むための有用な情報となり得る。

実施方法

CFP算定報告書の種類及び形式は、CFP算定の目的の定める段階で定義されていなければならない。また、CFP算定報告書は、読者が当該報告書のCFP算定目的に応じた方法で算定結果及びライフサイクルの解釈を利用できるようにしなければならない。

CFP算定報告書を利活用者に対する情報開示・提供に用いる場合、情報の秘匿性などを考慮した上で、必要に応じて報告項目を選択して提供することができる。
その際、Step3 ア ① II.における下請関連法令上の留意点(営業秘密の提供)に留意する。

なお、算定報告書の様式は必ずしも一綴りの書面である必要はなく、当該算定に紐づいた関連情報が電子データ等の様式で参照できるようにしておくことも有効である。

(参考) CFPガイドラインにおける記載②

Step4 検証・報告
イ 報告

③ GHGに関連する報告情報

基礎要件

要求事項

- CFP 算定報告書には、以下のCFP算定に関する情報を含めなければならない。
 - A) 機能単位 (算定単位) と宣言単位
 - B) システムバウンダリー
 - C) 重要な単位プロセスの一覧
 - D) データソース、データ収集に関する情報
 - E) 対象としたGHGの一覧
 - F) 選択された特性化係数¹
 - G) 選択したカットオフ基準と、カットオフ対象としたもの
 - H) 配分の方法 (1次データが配分計算したものであるかどうかを含む)
 - I) 土地利用等の特定のGHG排出・除去 (吸収) のタイミング (該当する場合)
 - J) 使用したデータに関する情報 (1次データ比率、データの選択基準、品質に関する評価を含む)
 - K) 感度分析及び不確実性評価の結果
 - L) 電力の取り扱い (系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む)
 - M) 解釈の結果 (結論と限界を含む)
 - N) 価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明²
 - O) スコープ (機能単位、システムバウンダリー等) の正当性
 - P) ライフサイクルのステージの説明 (使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む)
 - Q) 算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合、最終的な結果に与える影響の評価
 - R) CFPの算定対象とした期間 (使用したデータの対象期間を含む)
 - S) 参照した製品別算定ルール、又はその他の要件
 - T) パフォーマンス・トラッキングに関する説明 (該当する場合)

本指針での

- ISO14067 7.3 Required information for the CFP study reportの記載を参考にしつつ、本指針の考え方を記載している。

実施方法

CFP算定報告書では、GHGの排出量 (除去・吸収量) の数字のみならず、その算定の実施方法等についても説明する必要がある。ただし、当該CFPの算定において結論に与える影響が重要な事項については、その理由について説明したうえで、詳細な検討・報告を省略することがある。

参考

ISO14067:2018 7.3 Required information for the CFP study report

1. GWP等の係数のこと。

2. 「CFP算定の原則」では、価値に基づく判断は科学的なアプローチよりも劣後するとされている。

(参考) CFP実践ガイドにおける記載

② CFP 算定報告書の作成

何を行うのか？なぜ行うのか？

CFP の算定結果や算定方法をまとめた CFP 算定報告書を作成します。CFP 算定報告書は社内・社外と様々な読者を想定した 20 の記載項目が定められています（必ずしも公開する必要はありません）。CFP の数値を社外の消費者や顧客企業に表示・開示する際に補足情報として CFP 算定報告書を用いる場合は、情報の秘匿性等を考慮した上で、各社が必要に応じて報告項目を選択して提供できることも第 2 部で示されています。

参照すべきガイドライン

第 2 部 Step4 イ.①CFP 算定報告書、③GHG に関連する報告情報

具体的な取組方法

CFP 算定報告書を作成します。

項目に従い、読み手に「算定結果に対する信頼性」を伝えるために必要な情報を記載します。イラストや写真の利用なども効果的です。

CFP 算定報告書には CFP の算定結果に加え、その信頼性を担保するために様々な項目を記載するよう定められています。しかしながら、算定に取り組む事業者のリソースに関する制約から、定められた全ての情報を記載することが難しいこともあるでしょう。ガイドラインでは、社外の消費者や顧客企業へ表示・開示する際の補足情報として CFP 算定報告書を用いる場合、秘匿性などを考慮した上で、必要に応じて報告項目を選択して提供できることとし（Step4 イ.①CFP 算定報告書）、また結論に与える影響が重要でない事項については、その理由について説明したうえで、詳細な検討・報告を省略できることとしています（第 2 部 Step4 イ③GHG に関連する報告情報）。今回のモデル事業では、CFP 算定の基本方針や対象製品などの国内外での CFP 算定報告書の状況、実務的なリソースを踏まえて、最低限記載が必要と考えられる項目を、関係者の意見を参考に検討しました。また本実践ガイドでは、規定された項目に加え「将来の方向性」を記載することで、CFP 算定に対する企業の姿勢を伝えることができ、望ましいと考えます。

なお、これはモデル事業の対象製品に対して検討した結果の解釈です。例えば、再エネ証書を使う場合には「L 電力の取り扱い」を記載するなど、それぞれの状況に照らして、記載する項目を検討することが重要です。

(参考) CFP実践ガイドで掲載している項目

ISO14067:2018などでの要求事項 ²²		モデル事業においてCFP算定報告書に掲載した項目 ²³
項番	項目	
*	CFP算定結果	○
**	一般的な側面 (LCAの責任者及びLCAの実施者 (内部又は外部) / 報告の日付 / 調査が規格の要求事項に従って実施されたことを示す記述)	○
**	調査の目的 (調査をした理由 / その意図した用途 / 対象とする報告先 / 調査が、一般に開示することを意図する比較主張を支持しようとする調査であるかどうかの記述)	○
A	機能単位 (算定単位) と宣言単位	○
B	システムバウンダリー	○
C	重要な単位プロセスの一覧	—
D	データソース、データ収集に関する情報	○
E	対象としたGHGの一覧	○
F	選択された特性化係数	—
G	選択したカットオフ基準と、カットオフ対象としたもの	○
H	配分の方法 (1次データが配分計算したものであるかどうかを含む)	—
I	土地利用等の特定のGHG排出・除去 (吸収) のタイミング (該当する場合)	—
J	使用したデータに関する情報 (1次データ比率、データ選択基準、品質に関する評価を含む)	○
K	感度分析及び不確実性評価の結果	—
L	電力の取り扱い (系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む)	—
M	解釈の結果 (結論と限界を含む)	○
N	価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明	—
O	スコープ (機能単位、システムバウンダリー 等) の正当性	—
P	ライフサイクルステージの説明 (使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む)	—
Q	算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価	—
R	CFPの算定対象とした期間(使用したデータの対象期間を含む)	○
S	参照した製品別算定ルール、又はその他の要件	○
T	パフォーマンス・トラッキングに関する説明 (該当する場合)	○
—		将来の方向性

考え方

- **CFPの値の比較は、同等の機能を有する自社製品や同一製品カテゴリ内のベースライン等との比較に限り、その結果を示してもよい**
 - 比較した結果は、CFPの削減量や削減率、ベースライン※1との差分、判定ルールを用いた等級等での表示が考えられる
 - 比較は、同一の製品／製品カテゴリ内に限る
 - ✓ 自社の同一製品に関して、原材料やサプライヤー内のプロセス、自社内プロセスの変更等で、CFP算定の結果に変化が生じた場合は、算定報告書で差分を報告してもよい（パフォーマンスストラッキング※2）
 - ✓ 他社製品との比較の際は、同一製品カテゴリであっても機能の僅かな差異や算定時の外部環境※3の違い（用いる電力の電源構成の変化等）がCFPの値に影響するため、単純に比較することは困難である点に留意が必要である
 - 詳しくは、CFPガイドラインの「製品間比較をする際の留意点」を参照。CFPガイドラインでは、他社製品との比較が想定される場合に満たすべき要件を「比較されることが想定される場合」として記載している。例えば、他社製品との比較を一般に開示する場合は、算定に用いる製品別算定ルールを利害関係者との協議を通じて作成し、3名以上の独立した外部専門家によるレビューを行う、といった要件が示されている※4
 - 同一のルールに基づいてCFPが算定されることが必要
- **比較の結果を表示する場合は、誤解を招かないように下記の情報を示す**
 - 定量的な情報（CFP算定の結果を含む）
 - 説明文
 - ✓ 比較の前提となる削減量や削減率の計算ルール
 - ✓ 等級表示の場合は、判定ルール
- **CFPの算定結果のみをもって、CFP以外の環境影響についても優れているかのような表現をしない**
 - NG例：総合的に環境面で優れている 等

※1 業界や地域やラベルの組織等で設定された基準値を指す

※2 パフォーマンスストラッキング（経時比較）：同一組織の同一製品における、経時的なCFPの変化の調査（同一製品の場合のみではなく、同一の機能単位や算定単位を持つ代替製品間のCFPの経時的な変化も含む）

※3 企業の努力では変えることが難しいもの

※4 「CFPガイドライン Step1 算定方針の検討 イ 算定方法の具体化 ②製品別算定ルールの作成（2/3）」の脚注において、「当該ルールを用いて算定したCFPが新聞紙上等で公に他社製品と比較して公表される場合や公共調達で利用されることが想定される場合には、レビューを受けることが必要」と記載されている

(参考) 比較表示の対象と条件

比較表示の対象

自社の他製品	カテゴリーのベースラインや 平均値 (個別製品を 比較対象としない場合)	他社の個別製品 (比較対象の個別製品の 特定が可能な場合)
--------	---	-------------------------------------

OK 比較表示の条件	表示製品と比較対象製品の算定ルール、削減量計算/判定ルール ¹ (P.4参照)が 同じ場合、比較の表示が可能								
	<table border="1"> <tr> <td> 自社の同ルールを用いる ・製品別算定ルール、削減量計算/判定ルールを用いても可 </td> <td> ベースライン²・平均値・階級判断を規定しているルールを用いる。例えば、算定や等級表示を規定しているラベルプログラムのルールが該当 </td> <td> 他社製品と比較可能な製品別算定ルール、削減量計算/判定ルールを用いる ・算定ルールは3名以上の独立した外部専門家によるレビューが必要 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 上の条件を満たしている場合 </td> </tr> <tr> <td> 表示例 (自社の) 製品アのCFPは、リニューアル前と比較してXXkg-CO₂e少ない </td> <td> 同一プログラムにおいて製品アのCFPは、そのカテゴリー平均よりもXXkg-CO₂e少ない³ 同一プログラムにおいて「(自社) 製品ア★」「(自社) 製品イ★★★」 </td> <td> 他社の個別製品との比較は商慣習上、ほとんどされない </td> </tr> </table>	自社の同ルールを用いる ・製品別算定ルール、削減量計算/判定ルールを用いても可	ベースライン ² ・平均値・階級判断を規定しているルールを用いる。例えば、算定や等級表示を規定しているラベルプログラムのルールが該当	他社製品と比較可能な製品別算定ルール、削減量計算/判定ルールを用いる ・算定ルールは3名以上の独立した外部専門家によるレビューが必要	上の条件を満たしている場合 			表示例 (自社の) 製品アのCFPは、リニューアル前と比較してXXkg-CO ₂ e少ない	同一プログラムにおいて製品アのCFPは、そのカテゴリー平均よりもXXkg-CO ₂ e少ない ³ 同一プログラムにおいて「(自社) 製品ア★」「(自社) 製品イ★★★」
自社の同ルールを用いる ・製品別算定ルール、削減量計算/判定ルールを用いても可	ベースライン ² ・平均値・階級判断を規定しているルールを用いる。例えば、算定や等級表示を規定しているラベルプログラムのルールが該当	他社製品と比較可能な製品別算定ルール、削減量計算/判定ルールを用いる ・算定ルールは3名以上の独立した外部専門家によるレビューが必要							
上の条件を満たしている場合 									
表示例 (自社の) 製品アのCFPは、リニューアル前と比較してXXkg-CO ₂ e少ない	同一プログラムにおいて製品アのCFPは、そのカテゴリー平均よりもXXkg-CO ₂ e少ない ³ 同一プログラムにおいて「(自社) 製品ア★」「(自社) 製品イ★★★」	他社の個別製品との比較は商慣習上、ほとんどされない							
NG 	表示製品と比較対象製品の算定ルール、削減量計算/判定ルールが 異なる場合、比較の表示は不可								

1. 削減量計算ルールはCFPの削減量を計算するルール、判定ルールは比較の判定を行うルールや、等級の判定を行うルールを想定
 2. 業界や地域やラベルの組織等で設定された基準値
 3. カテゴリーのベースラインや平均値と比較した表示をする場合には、カテゴリーのベースラインや平均値と同じ方法で算定されていることが必要
 注: 企業がグリーン調達のために、サプライヤー企業がCFPの数値を提供することは「開示 (非公開の取引)」にあたり、「表示 (公開)」とは異なる。
 本整理は現時点での考え方であり、今後CFPの使われ方次第では変わる可能性があり得る

7. 比較 (比較の表示をする際の詳細条件)

考え方

比較した結果の表示をする場合は、比較対象が以下の4つの条件を満たしていることを分かりやすく示す

● ライフサイクルステージ

全てのライフサイクルステージを対象として算定したCFPであること

- CFPガイドラインでは、CFPが算定対象とするライフサイクルステージについて以下の通り示されている
 - ✓ 最終製品の場合は原材料調達から廃棄・リサイクルまで（Cradle to Grave）、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造（出荷）まで（Cradle to Gate）を基本としつつ、CFPを提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよい
 - ✓ 特定のライフサイクルステージやプロセスを除外する場合は、その旨を明示した上で、除外する理由を説明しなければならない
- ただし、マーケティング等を目的として、CFPと誤解されない形で、一部のプロセスを切り出して示すことは否定しない

● 機能単位

同じ機能単位を持つ製品のCFPであること

● 市場

現在、または最近同じ市場で入手可能な製品・サービスのCFPであること

● 参照ルール

同一の算定ルールに従って算定されたCFPであること

- 比較対象製品・サービスについて表示ルール※1が存在する場合は、その表示ルールに従うこと